

第2次岐阜県廃棄物処理計画（改定案）に対するご意見と県の考え方

頁	ご意見の内容	県の考え方	修正
2 24 25 26	県計画の目標年度は平成33年度とされているが、国の基本方針の目標年度は平成32年度とされているため、基本方針との整合を図り、目標年度を平成32年度とし、あわせて計画期間を平成32年度までとすることが望ましい。	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画の目標年度は、国の基本方針の目標年度より1年長くなっていますが、一方で、本計画は国の基本方針に即して定めることとされており、平成33年度の目標についても、国の基本方針における考え方を参考に設定しています。 ・再検討した結果、本計画の目標年度を国の基本方針と同じ平成32年度とすることで、基本方針と本計画の整合性がより明確になるほか、同一時点での全国動向との比較分析ができる等、計画の進捗管理を行う上でもメリットがあると考えられることから、ご意見を踏まえて計画の目標年度を平成32年度に変更し、計画期間も平成32年度までに変更することとします。 ・なお、平成32年度の目標値については、改定案でお示しした考え方に沿って設定することとします。 	有
28	「廃棄物処理施設の整備」について、「他市町村等との連携による広域化を推進する等により、効率的な施設整備を行います。」とされているが、ごみ処理基本計画策定指針（環境省H28.9）を参考に、「県域を超えた他市町村及び民間事業者との連携等による広域的な取組を図るなど、効率的な施設整備を行います。」としてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・改定案の表現は、県外の市町村や民間事業者との連携も想定しておりますので、現行の表現のままとします。 	無
31	「2. 災害廃棄物の処理体制の確保－(2) 県における体制」の中に、各市町村が統一された事項、内容により災害廃棄物処理計画を立て、実効性と整合性を伴って隣接市町村と連携する為、県より計画に必要な事項をまとめて市町村に提示して計画策定の助成をする旨の記述を追加されたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村災害廃棄物処理計画に記載する必要がある事項は、市町村の廃棄物処理体制によっても異なる可能性があることから、一律に提示することは困難と考えておりますが、計画の整合性を図るため、災害廃棄物発生量の市町村ごとの推計値等の基礎データについて、提供を行っております。 ・また、県としても、研修会や訓練の開催、市町村による広域処理体制の検討の場への参画等を通じて、広域連携に向けた合意形成に努めていきたいと考えております。 	無

第2次岐阜県廃棄物処理計画（改定案）に対するご意見と県の考え方

頁	ご意見の内容	県の考え方	修正
35	食品廃棄物（食品ロス）削減（県民意識の啓発、市町村施策の支援）と記載されているが、県としてはどのようにして、啓発を行うか、教えてほしい。また、長野県松本市で行われている「3010運動」のような具体的な施策は行わないか。市町村施策の支援についても、具体的に記載して頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・本県も参加している「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」等を通じて、「3010運動」のような先進事例について情報収集を行うとともに、市町村や市民団体等のご意見を伺いながら、より高い効果が期待できる啓発方法を検討し、実施したいと考えております。 ・市町村施策の支援については、県が情報収集した先進事例等について積極的に情報共有を図るとともに、個別の取組みに応じた支援方法を検討していきたいと考えております。 	無
36	「(2) リサイクルの推進 ①各種リサイクル法の円滑な推進」の「○家電リサイクル法」の円滑な推進」に次のように追加されたい。 「・岐阜県使用済金属類営業に関する条例」に基づく許可業者を市町村に周知すると共に、一般廃棄物が混在されることのないよう、違法な無料回収業者に対し市町村と連携して取り締まりを強化する。」	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえて、「(3) 一般廃棄物の適正処理の推進」に、次の項目を追加します。 「○県・市町村の連携による適正処理の監視 <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村は、廃棄物の適正処理に関する情報の共有に努めるとともに、必要と認められる場合には、合同の立入調査を実施するなど、相互に連携して、一般廃棄物・産業廃棄物それぞれが適正に処理される体制の確保に努めます。」 	有
40	「(1) 不法投棄等の不適正処理対策の推進」に次のように項目を追加されたい。 「○排出者に対する指導 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物と産業廃棄物の処理が混在しないよう、適正処理への指導を徹底する。また、許可のない第三者による仲介、あっせんによって不適正処理が発生することのないよう、指導を強化する。」 		
37	「(4) 産業廃棄物の適正処理の推進」の「○食品廃棄物の不正転売事案を受けた監視体制の強化」に次のように追加されたい。 「・動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処理業者に対して、一般廃棄物となる食品残さが混在することのないよう、取り締まりを強化する。」	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処理業者に対する監視については、「(4) 産業廃棄物の適正処理の推進」において監視体制を強化することとしており、ご意見を踏まえて、一般廃棄物となる食品残さが混入することのないよう、厳格な監視に努めていきます。 	無

第2次岐阜県廃棄物処理計画（改定案）に対するご意見と県の考え方

頁	ご意見の内容	県の考え方	修正
37	<p>「(3) 一般廃棄物の適正処理の推進」に次のように項目を追加されたい。</p> <p>「○一般廃棄物処理実施計画の策定に対する支援 ・市町村が策定する一般廃棄物処理実施計画において、事業系廃棄物の発生量が正確に把握できるよう指導する。」</p> <p>「○一般廃棄物の適正処理に関する支援 ・市町村が一般廃棄物の総括的な責任を果たせるよう、一般廃棄物の排出から処分まで監視するための支援を行う。また、許可のない第三者による仲介、あっせんによって不適正処理が横行しないよう注意喚起をする。」</p>	<p>・ご意見の趣旨を踏まえて、「(3) 一般廃棄物の適正処理の推進」に次の項目を追加します。</p> <p>「○市町村に対する技術的支援 ・市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を果たすことができるように、市町村担当職員に対する会議の開催、必要な情報の提供や技術的助言などの支援を行います。」</p> <p>・ご意見をいただきました各事項については、研修会等での情報提供や周知に努め、市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を果たすことができるよう必要な支援を行っていきたいと考えております。</p>	有
40	<p>「○「通報体制の整備」」に次のように追加されたい。</p> <p>「・し尿及び浄化槽汚泥は一般廃棄物であり、市の指定する処理場にて処分されず地下浸透させる行為は汚水の不法投棄であるため、これを発見、確認された際には、即座に警察へ通報するよう市町村に周知する。</p> <p>また、最終清掃されることなく浄化槽が解体されることがないように、浄化槽廃止届を市町村を窓口として事前提出とし、最終清掃記録用紙の添付を義務付けする。」</p>		
38	<p>「○電子マニフェストの活用促進」の項目中、「活用」を「利用」に修正されたい。(施策を表現する用語として「活用」は適当でない。)</p>	<p>・ご意見のとおり修正します。</p>	有
38	<p>「○優良産業廃棄物処理業者認定制度の活用促進」の項目中、「活用」を「利用」に修正されたい。(施策を表現する用語として「活用」は適当でない。)</p>	<p>・ご意見のとおり修正します。</p>	有